



別記様式2 (第2条関係)

会派役員選任届

令和6年5月31日付をもって、下記のとおり会派役員を選任したので届け出ます。

記

役 職 名	氏 名
団長	たがた 直 昭
副団長	小 泉 ひろし
副団長	長井 まさのり
幹事長	佐々木まさひこ
副幹事長	くぼた 美 幸
副幹事長	いいくら 昭二
政調会長	吉 田 こうじ
政調副会長	大 竹 さよこ
政調副会長	石毛 かずあき
政調副会長	水 野 あゆみ
	岡 安 たかし
	さ の 智恵子
	太田 せいいち

令和6年5月29日

足立区議会議長

工藤 てつや 様

幹事(団)長 佐々木まさひこ





別記様式2 (第2条関係)

会派役員選任届

令和6年5月16日付をもって、下記のとおり会派役員を選任したので届け出ます。

記

役職名	氏名
幹事長	銀川 ゆう子
副幹事長	おくら 修平

令和6年5月15日

足立区議会議長

工藤 てつや 様

幹事(団)長

おくら 修平

印

令和6年第2回足立区議会臨時会提出案件（追加）

令和6年6月4日現在

議案 番号	整理 番号	案 件 名	備 考
	報告 1	専決処分した事件の報告について	契約金額等の変更 2件 北綾瀬駅前交通広場及びペデストリアンデッキ整備工事請負契約 花畑川環境整備その1工事請負契約

総合交通対策調査特別委員会の設置について（案）

（令和5年6月2日各派代表者会決定）

（令和6年6月 日議会運営委員会決定）

1 名 称

総合交通対策調査特別委員会

2 調査・研究目的（付議事件）

総合交通対策に関する調査研究について

3 調査項目及び設置理由

- ・足立区総合交通計画に関すること
- ・足立区地域公共交通計画に関すること
- ・足立区交通安全計画に関すること
- ・鉄道ネットワークの強化等に関すること

足立区総合交通計画については、令和元年11月の改定により、5つの視点ごとに整理した交通の現状と課題、対応方針が示された。交通不便地域への対応として令和3年10月から2年半の期間、花畑周辺地域における社会実験バス（ブンブン号）が運行され、バス以外の多様な交通手段の導入として、令和6年6月から12月の期間、入谷・鹿浜地区においてデマンドタクシー実証実験が開始される。

一方で、人口減少や少子高齢化とあわせて、バス利用者の減少や深刻な運転士不足など、公共交通をとりまく全国的な社会情勢の変化や区における課題への対応を図る必要がある。

足立区地域公共交通計画については、区は、基幹交通であるバス路線の維持や再編として、はるかぜ路線の協働事業を令和6年4月から開始し、また、交通不便を感じる地域への支援として、地域内交通サポート制度を創設する。令和7年3月の策定に向けて、地域公共交通の将来像の実現に向け、持続可能な移動手段の確保の検討が求められる。

足立区交通安全計画については、自転車利用者の交通ルールの順守や走行マナーの向上、通学路の安全確保や交通安全教育など、子どもに対する事故防止対策を継続し、まちづくりの中で事故予防が可能となるよう関係機関との連携を図り、今後策定される足立区自転車活用推進計画に基づき、区民等の安全、安心な自転車利活用を推進していく必要がある。また、自転車駐車場については、今後需要が増大する地域において、大型自転車等への対応や民営施設の増設等を進めていく必要がある。

鉄道ネットワークの強化等については、新線誘致の一環として、地下鉄8号線の延伸及び環七高速鉄道（メトロセブン）の実現のための調査研究を行ってきた。特に地下鉄8号線については、区議会としても平成23年12月に地下鉄8号線整備促進及び区内停車の実現を目的とした「地下鉄8号線整備促進議員連盟」を結成し、区内延伸が実現するよう関係機関等と連携し、国や東京都への要請活動や沿線自治体との協力体制構築に努めてきたところである。令和4年3月には、豊洲～住吉間の鉄道事業が許可され、令和5年4月には誘致期成同盟会へ入会した。今後も関係自治体が協調して事業性の確保に必要な沿線開発の取り組みを力強く行っていくとともに、地域の機運醸成を図っていくことが必要である。

移動が困難な高齢者や障がい者をはじめとする多様な人々の移動実態に即した交通環境の整備とともに、交通手段の持続的な確保を目指していくことが重要との見地から、調査研究のための委員会を設置する必要があると考える。

子ども・子育て支援対策調査特別委員会の設置について（案）

（令和5年6月2日各派代表者会決定）

（令和6年6月 日議会運営委員会決定）

1 名 称

子ども・子育て支援対策調査特別委員会

2 調査・研究目的（付議事件）

子ども・子育て支援対策に関する調査研究について

3 調査項目及び設置理由

- ・保育ニーズに応じたサービスの確保に関すること
- ・幼児教育・保育の質の向上に関すること
- ・少子化対策に関すること
- ・子どもの貧困対策及び若年者支援に関すること
- ・妊産婦支援に関すること

保育ニーズに応じたサービスの確保については、区立保育施設の入所定員抑制策を打ち出しているが、多くの児童が希望する保育施設へ入所できるような計画的な取り組みが重要である。年度途中の待機児童対策については、入所希望者と保育事業者に対して、年度途中の定員空き情報の共有を促し、ミスマッチを解消していく取り組みが必要である。今後も非常に不安定で予測が困難な保育ニーズの変化を的確に把握し、施策へ反映させることが求められる。学童保育室については、民設学童保育室の誘致、校内学童保育室の検討、区有地の活用など、さまざまな整備の手法を用いて待機児童解消を実現していくことが必要である。

幼児教育・保育の質の向上については、区内のどの教育・保育施設に通っていても一定レベルの充実した教育・保育を受ける機会を提供できるよう教育・保育の質を確保し、向上させることが重要である。質の確保に向けては、私立保育施設の保育士確保・定着に向けた経済支援や、施設等の適正な運営について指導検査等を拡充・強化していくことが必要である。

子どもの貧困対策及び若年者支援については、支援の必要性が高い方への居場所の充実やあだち若者サポートテラス（SODA）の専門性との連携支援が望まれる。また、アプローチ別の子育て支援策の方向性の検討を進めていくことが必要であり、子ども基本法の施行に伴い、子どもが参加する事業・計画において、子どもの意見を聴いて反映させていくことが求められる。

妊産婦支援については、今後も寄り添った支援体制の更なる拡充が求められており、特にデイサービス型産後ケアに加えて、かねてから要望し、実現した宿泊型産後ケアについては実施機関の拡大が必要である。

少子・高齢化の進展による労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下などの影響は、社会経済への深刻な影響を与えるものと懸念されており、望む人が子どもを産み、育てる喜びが実感できる環境整備、社会の実現は重要な課題である。夢や希望を信じて生き抜く人づくりを実現するために子どもが安全で安心して健やかに成長できるよう環境を整備していくとともに、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していくことが重要との見地から、調査研究のための委員会の設置が必要であると考ええる。

災害・オウム対策調査特別委員会の設置について（案）

（令和5年6月2日各派代表者会決定）

（令和6年6月 日議会運営委員会決定）

1 名 称

災害・オウム対策調査特別委員会

2 調査・研究目的（付議事件）

災害対策及びオウム真理教（アレフ）対策に関する調査研究について

3 調査項目及び設置理由

- ・災害対策に関すること
- ・減災対策に関すること
- ・地域防災計画に関すること
- ・地区防災計画及び地区防災まちづくり計画に関すること
- ・放射能対策に関すること
- ・オウム真理教（アレフ）対策に関すること

災害対策及び減災対策については、災害協定の締結推進や水害時における避難所運営手順書を策定し、新災害情報システムを稼働させ、避難所開設状況等、情報収集・発信の更なる強化に努めている。避難行動要支援者それぞれの実情に応じた個別避難計画の実効性を高め、更なる課題解決に向け、分散避難の普及啓発等についても進めていくことが必要である。

地域防災計画については、能登半島地震に関する現地調査内容や首都直下型地震等の新たな被害想定を分析し、早急に地域防災計画へ反映させ、実効性を高めていくことが必要であり、地区防災計画については、引き続き目標どおり進捗できるよう、新規策定や既存計画見直しのための継続した支援が重要である。

放射能対策については、区有施設における放射性物質埋設情報の一元管理も進み、放射線量の情報伝達や把握体制の整備、保健医療活動など、放射性物質対策に関する内容を充実させ、地域防災計画に反映した。今後も区民の安全安心に向け、積極的な情報発信を行っていくことが求められる。

オウム真理教（アレフ）対策については、区議会としても平成25年12月にオウム真理教（アレフ）の早期解散に向けた諸課題に対応するため「オウム真理教対策議員連盟」を結成し、住民協議会等とともにデモ行進や抗議活動を精力的に行ってきた。オウム真理教対策関係市区町連絡会による国への要請行動については、今後も継続することが肝要であり、観察処分の継続、団体規制法の見直し、オウム真理教（アレフ）の早期解散に向けた対策をより一層強化していくことが必要である。

区民・防災関係機関・事業者・区はそれぞれの役割を十分に理解し、防災・減災に向けて、更なる連携強化を図っていかなければならない。また、オウム真理教（アレフ）の脅威を根絶するため、今後も息の長い活動を実践していかなければならない。安全安心な区民生活を推進することは喫緊の課題であり、区民・区議会・区が一体となって実効性のある具体的な対策を検討し、実行していくことが重要との見地から、調査研究のための委員会の設置が必要であると考えます。

エリアデザイン調査特別委員会の設置について（案）

（令和5年6月2日各派代表者会決定）

（令和6年6月 日議会運営委員会決定）

1 名 称

エリアデザイン調査特別委員会

2 調査・研究目的（付議事件）

エリアデザインの推進等に関する調査研究について

3 調査項目及び設置理由

- ・対象エリアでのまちづくりビジョンに関すること
- ・対象エリアでの区有地等の活用手法に関すること
- ・対象エリアでのシティセールスの方向性に関すること
- ・対象エリアでの事業推進（「交通網の整備」を除く。）に関すること

趣を異にした街並みが広がる各エリアでエリアデザインを推進するためには、各エリアの地元要望・意見等の把握を行うと共に、民間事業者による開発など周辺環境の動向にも注視し、各エリアの強み、特徴を詳細に把握し、安心・安全なまちづくりを目指すために様々な手法を活用していく必要がある。

綾瀬・北綾瀬エリアでは、綾瀬ゾーンの旧こども家庭支援センター等跡地活用を中心とした綾瀬駅周辺地区まちづくり、北綾瀬ゾーンの駅前交通広場や大型商業施設の開業を見越した課題などに取り組み、各々が連携した回遊性のあるまちづくりを推進していくことが必要である。

六町エリアでは、駅前区有地へ駅前の核となるにぎわい施設と駐輪場を整備し、まちの強みを生かしたエリアデザインを推進していくことが求められる。

江北エリアでは、引き続き大学病院を核とした大規模用地の効果的な活用により、身近なところで気軽に運動できるまちづくりの実現に向けて、3施設連携に向けた取り組みを進めていくことが求められる。

花畑エリアでは、今後も地域の更なるにぎわいの創出や、みどりや河川に囲まれた特徴を踏まえた魅力あるまちづくりを進めるとともに、各分野における積極的な大学連携や新規事業の実施が求められる。

竹の塚エリアでは、鉄道全線が高架化され踏切のない安全な竹の塚が実現し、区は体感治安の改善に優先的に取り組んでいる。今後も、地域の意見を広く聞きながら、UR都市機構や東武鉄道など関係機関と協議を密にし、東西一体の人が主役のまちづくりの推進が必要である。

西新井・梅島エリアでは、引き続き、西新井駅西口駅前交通広場の整備と共に、地域住民の強い要望である東西の通行機能の向上等、東武鉄道などとの綿密な協議が必要である。

千住エリアでは、千住大川端地区、千住大橋駅周辺等の開発計画や北千住駅東口周辺の再開発計画が進められている。それぞれの地区の課題を整理し、古い街並みと新しいまちの融合で魅力あるまちづくりを進めていくことが求められる。

エリアデザインによるまちづくりについては、地元要望の意見等をはじめ、区全体の視点に立ち、それぞれの特徴を踏まえて推進していくことが重要である。エリアデザインによって高められた足立区の魅力を区内外に積極的にPRし、区の更なるイメージアップを図っていくことが重要であるとの見地から、調査研究のための委員会の設置が必要であると考えらる。

令和6年第2回足立区議会臨時会議事日程 第1号

令和6年6月5日 午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 第48号議案 足立区営住宅条例の一部を改正する条例

第4 報告第6号 専決処分した事件の報告及び承認について

令和6年6月5日

足立区議会議長

工藤てつや

令和6年6月5日 午後1時開議

- 第1 総合交通対策調査特別委員会の中間報告について
- 第2 子ども・子育て支援対策調査特別委員会の中間報告について
- 第3 災害・オウム対策調査特別委員会の中間報告について
- 第4 エリアデザイン調査特別委員会の中間報告について
- 第5 常任委員会委員の選任について
- 第6 議会運営委員会委員の選任について
- 第7 総合交通対策調査特別委員会委員の選任について
- 第8 子ども・子育て支援対策調査特別委員会委員の選任について
- 第9 災害・オウム対策調査特別委員会委員の選任について
- 第10 エリアデザイン調査特別委員会委員の選任について

令和6年6月5日

足立区議会議長

工藤てつや

足立区議会申し合わせ事項

(昭和63年5月18日各派幹事長会決定) (平成16年5月28日議会運営委員会決定)
(昭和63年5月25日運営委員会決定) (平成17年5月13日議会運営委員会決定)
(昭和63年5月26日全員協議会決定) (平成19年6月6日議会運営委員会決定)
(平成3年6月12日全員協議会決定) (平成19年7月9日議会運営委員会決定)
(平成3年9月24日全員協議会決定) (平成19年10月18日議会運営委員会決定)
(平成4年6月24日全員協議会決定) (平成21年5月28日議会運営委員会決定)
(平成5年8月31日各派幹事長会決定) (平成21年9月1日議会運営委員会決定)
(平成6年6月20日全員協議会決定) (平成22年5月28日議会運営委員会決定)
(平成6年7月4日各派幹事長会決定) (平成23年6月6日議会運営委員会決定)
(平成7年5月15日各派幹事長会決定) (平成27年6月4日議会運営委員会決定)
(平成8年6月12日議会運営委員会決定) (平成28年5月10日議会運営委員会決定)
(平成8年8月29日議会運営委員会決定) (平成29年1月30日議会運営委員会決定)
(平成8年11月8日議会運営委員会決定) (平成29年8月30日議会運営委員会決定)
(平成9年2月26日議会運営委員会決定) (平成30年1月30日議会運営委員会決定)
(平成10年12月1日議会運営委員会決定) (平成30年5月9日議会運営委員会決定)
(平成11年3月26日議会運営委員会決定) (令和元年6月10日議会運営委員会決定)
(平成11年6月29日議会運営委員会決定) (令和5年6月7日議会運営委員会決定)
(平成13年8月31日議会運営委員会決定) (令和6年2月20日議会運営委員会決定)
(平成15年6月12日議会運営委員会決定) (令和6年6月4日議会運営委員会決定)

1 請願・陳情について

①請願・陳情の採択基準について

一般的には願意が妥当であって、そのうえ実現の可能性のあるものを採択するのが通例である。(趣旨採択は行わない。)

- ・ 実現の可能性について…………… 財政的にも行政的にも実現の可能性のあるものでなければならない。
- ・ 実現の可能性の時期について…… 近い将来に実現の可能性のあるものでなければならない。
- ・ 計画の決定している請願・

陳情について…… 当該年度においてすでに計画が決定している請願・陳情で願意が満

たされているものは継続審査とし、凍結する。

②区の権限に属さない機関・団体等に対する意見書・要望書の提出が求められている請願・陳情、または、議会決議を求める請願の審査方法について

- ・前項の請願・陳情の採択基準に則って処理する。(ただし、住民全体の福祉の向上に資するものは趣旨採択を可とする。)
- ・委員会で採択の意見が多い場合でも、全会一致にならなかった場合は、委員会審査を凍結し、採択を保留する。
- ・不採択の意見が多い場合は、不採択とする。

③請願として取り扱わないもの

- ・区関連施設以外の施設(郵便ポスト、信号機等)の設置に関する件
- ・区道認定、区有通路設置に関する件(59・8・31各派幹事長会)
- ・特定の場所を指定し、買収を求める件(59・10・4各派幹事長会)
- ・議会で既に超党派で実現に努力している件(59・11・22各派幹事長会)

④紹介議員の制限について

法令上、特段の規定はないが当区議会では議長、副議長及び所管の委員長は、紹介議員にはならないこととする。

2 一般質問について

①質問時間……………	足立区議会自由民主党	85分
	・足立区議会公明党	85分
	・日本共産党足立区議団	45分
	・都民ファースト・無所属の会	25分
	・足立区議会立憲民主党	20分
	・足立区議会議会改革を全力で推し進める会	20分
	・日本維新の会足立区議団	20分
	・無会派(4定例会の内1回)	20分

- ・予め定められた各党各会派の持時間の範囲内で代表質問及びその他の質問を行う。
- ・通告した各人の質問時間は、相互に融通することはできないもの

とする。

- ・会派の人数が同数の場合は、定例会ごとに質問順をそれぞれローテーションする。

②再質問の時間については、代表質問5分以内、一般質問は3分以内とする。

3 副議長の委員会の出席について

- ・予算特別委員会及び決算特別委員会については、随時出席を認め、発言は議長事故あるときに限る。
- ・議会運営委員会については、随時出席し、発言することができる。

4 意見書・決議について（請願・陳情にかかわらず、区議会独自の判断で提案する場合。）

①提出手続

- ・本会議の招集日を決定する各派幹事長会で提出の有無を表明する。
- ・本会議第1日目の直前に開会する各派幹事長会に案を添え各会派に配付する。
- ・本会議の会期中に各派幹事長会を開会し、各会派間の調整を行い、議会運営委員会で決定のうえ最終日に上程する。
- ・上記の手続によらないで上程できるものは、緊急性のあるもので全会派が一致で合意するものとする。

②区の権限に属さない機関・団体等に対する意見書等

- ・区の権限に属さない機関・団体等に対する意見書等は、全会一致で合意されたものに限り本会議に上程する。
- ・この場合の意見書等の提出者は、常任・特別委員会が提出する場合を除き、議会運営委員会全員とする。

足立区議会議長告示第 号

足立区議会個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程（令和 5 年区議会議長告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 月 日

足立区議会議長 工 藤 てつや

第 4 条第 1 号エ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第 5 条第 1 項第 3 号中「保有個人情報」を「議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）」に改め、同条第 2 項第 2 号中「保有個人情報」の次に「（前項第 3 号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）」を加える。

別表備考第 2 項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 1 号様式を次のように改める。

付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

第1号様式 (第9条関係)

年 月 日

様

氏名

$$\frac{d}{dt} \left(\frac{\partial L}{\partial \dot{x}} \right) = \frac{\partial L}{\partial x}$$

TEL ()

1. 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

ア、イ又はウに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 区議会事務局における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ☐閲覧 ☐写しの交付 ☐その他（ ）

<実施の希望日> 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。

費用		(請求受付印)
----	--	---------

費用の額は、別表（裏面）のとおりです。

ア 開示請求者 ☐本人 ☐法定代理人 ☐任意代理人

イ 請求者本人確認書類

☐運転免許証 ☐健康保険被保険者証

☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

☐在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

☐その他（ ）

※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

(裏)

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

(ア) 本人の状況 ☐未成年者 (年 月 日生) ☐成年被後見人

☐任意代理人委任者

(ふりがな)

(イ) 本人の氏名 _____

(ウ) 本人の住所又は居所_____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 ☐委任状 ☐その他 ()

別表

区分	単位	金額
閲覧用の写しの作成又は被覆処理に要する費用	1 面	1 0 円
複写機により作成した情報の写しの交付	A 3 判以下 1 面 カラーコピー 1 面	1 0 円 5 0 円
電子計算機からの出力物の交付	1 面	1 0 円
CD-Rに複写したものの交付	1 枚	1 0 0 円
USBメモリーに複写したものの交付	1 個	1, 0 0 0 円
情報の写しの郵送に要する費用		実費相当額

備考

- 1 A3判を超えるものの写しについては、A3判に換算した枚数分の金額とする。
- 2 規格は、日本産業規格による。

足立区議会議長告示第 号

足立区議会情報公開条例の施行に関する規程（平成12年区議会議長告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年 月 日

足立区議会議長 工 藤 てつや

第2条中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

第2条の2の次に次の2条を加える。

（開示請求の却下）

第2条の3 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示請求を却下することができる。

- （1） 当該開示請求の目的が開示の実施以外であることが明らかに認められるとき。
- （2） 開示請求者が当該開示請求より前に開示請求を行い、正当な理由なく条例第14条第2項に定める期間内に開示を受けず、かつ、当該開示の実施に要する費用の納付をしないことを繰り返したとき。
- （3） 開示請求者に開示の実施を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。
- （4） 開示請求者が当該開示請求の手続又は当該開示請求より前に行われた開示請求の手続若しくは開示の実施において、不適正な行為を繰り返したとき。
- （5） 開示請求者が同一文書の開示請求を正当な理由なく繰り返したとき。

2 前項の規定による開示請求の却下は、条例第12条第1項に規定する全部不開示の決定により行う。

（開示請求の却下の報告）

第2条の4 前条第1項の規定による開示請求の却下を行った場合には、条例第17条に規定する足立区議会情報公開審査会に報告するもの

とする。

別表備考第2項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第1号様式を次のように改める。

(表)

第1号様式 (第2条関係)

整理番号			—			
------	--	--	---	--	--	--

議 会 情 報 開 示 請 求 書

足立区議会議長

年 月 日

様

請求者 住所

氏名

電話

名称 (連絡先)

電話

足立区議会情報公開条例第7条の規定に基づき、次のとおり請求します。

請求者資格要件	足立区議会情報公開条例第 6 条第 号
請 求 の 内 容 〔議会情報の具体的な名称又は知りたい事項を具体的に記入して下さい。〕	
開 示 の 方 法	1. 閲覧 2. 視聴 3. 写しの交付 ※ 開示の請求に係る情報の開示の実施に要する費用は、請求者の負担となります。費用の額は、別表（裏面）のとおりです。
開示を請求する理由・目的	
(注意) 1. 請求権者資格要件とは、条例第 6 条の次の各号のいずれかです。 (1) 区内に住所を有する人 (2) 区内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3) 区内に勤務する人 (4) 区内に通学する人 (5) その他議会情報の開示を請求する理由を具体的に示すことのできるもの 2. 公開を請求する理由・目的は請求者資格要件の (5) に該当する場合は必ず記入して下さい。それ以外の場合は、差し支えなければ記入して下さい。 3. 住所以外に日中で連絡のつき易い所のある方は、連絡先を記入して下さい。	
○この請求書のコピーは議会情報開示請求書の控えです。 ○この請求に対する決定は開示請求があった日から 14 日以内に行い、速やかに文書により通知します。 ○この請求に対する決定が条例所定の期間内にされない場合は、開示の請求に係る情報について不開示決定がされたものとみなすことができます。 ○この写しは、決定通知書がお手元に届くまでは保管しておいて下さい。 ○問合わせ先 足立区議会事務局 庶務係 3880-5995	収 受 印

(裏)

別表

区 分	単 位	金 額
閲覧用の写しの作成又は被覆処理に要する費用	1 面	1 0 円
複写機により作成した情報の写しの交付	A 3 判以下 1 面	1 0 円
	カラーコピー 1 面	5 0 円
電子計算機からの出力物の交付	1 面	1 0 円
C D - R に複写したものの交付	1 枚	1 0 0 円
U S B メモリーに複写したものの交付	1 個	1 , 0 0 0 円
情報の写しの郵送に要する費用	実費相当額	

備考

- 1 A 3 判を超えるものの写しについては、A 3 判に換算した枚数分の金額とする。
- 2 規格は、日本産業規格による。